

備前市施策評価シート

(平成19年度事業)

施策名 (小項目)	低所得者福祉	コード	作成者	役職	社会福祉課長
		02-01-09	氏名	有吉隆之	
			電話	64-1824	

備前市総合計画の内容から記載する

政策の体系	大項目(基本目標)	健康で優しさあふれるまちづくり
	中項目(基本施策)	やさしさあふれるまちづくり
① 施策の対象と目的 (誰のために、何のために)	生活の安定が損なわれている低所得者に対しては、生活保護制度をはじめとする救済制度が確立されているが、自立助長を図るため、きめ細かい指導と援助を充実する。	
② 現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	経済的に生活基盤が弱い高齢者、傷病者及び障害者など生活の安定が損なわれている低所得者については、生活保護制度をはじめとする救済措置が確立されているが、自立助成を図るためきめ細かい指導と援助の充実が望まれている。今後は、要保護者に対して自立意識の高揚及び就労に向けての指導を行うとともに、増加している高齢者、傷病者及び障害者の方々の生活に関する多様なニーズに対し、関連機関と連携して自立に向けての指導と援助をしていくことが課題となっている。	
③ 施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談及び指導の充実 生活保護の適正実施と援助の充実 社会保障制度の適正実施と処遇の充実 	

④ 市民意識調査による施策の重要度・満足度

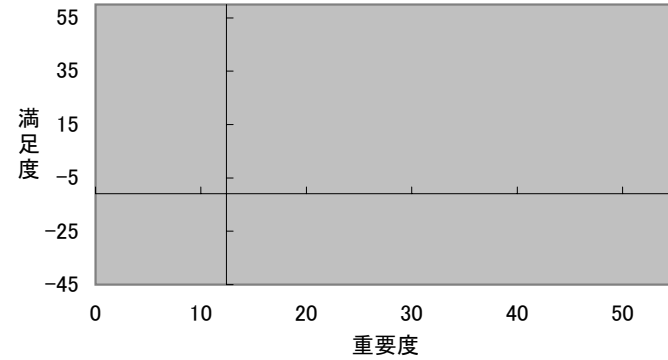
調査年度	H19	H20	H21
重要度(%)			
満足度(%)			

<見直し領域>
その施策や事業が必要か否かの検討が必要

<維持領域>
現状の方向を継続

<検討領域>
その施策や事業の存続の検討が必要

<強化領域>
内容等を見直し、市民満足度を高める事業を行う



調査結果に対するコメント、市民の反応等	特に、稼働能力のある被保護者に対して適切な就労支援施策を実施し、自立に向けた指導をしていく必要がある。
---------------------	---

⑤ 施策成果指標(基本目標・基本施策・施策意図から設定)

施策に対する成果指標名	単位	過年度実績			目標値			ベンチマーク	指標の説明
		H17	H18	H19	H20	H23	H28		
1 家庭訪問件数	件	705	564	434	500	500	500		被保護者世帯への相談体制の充実と生活支援
2 生活保護世帯数	世帯	128	117	120	125	130	130		今後の事業展開の参考指数
3									
4									

⑥ 施策構成事務事業の評価

施策を構成する事務事業	事務事業評価結果 A~E (高~低)	細事業	事業分類	事業費等(単位:千円,人)									H20 当初予算 直接事業費			
				H17			H18			H19						
				直接事業費	人件費	人工数	直接事業費	人件費	人工数	直接事業費	人件費	人工数				
1	生活保護相談・指導事業	B	生活保護事業	法定事務	3,388	12,945	1.61	1,910	10,635	1.30	1,874	11,548	1.56	☆☆☆	\$\$\$	1,123
			生活保護適正化事業	国県補助事業	611			653	1,670	0.20	424	3,488	0.46	☆☆	\$\$\$	419
			法外援護事業	単市補助給付	232			82	233	0.03	0	0	0.00	☆	\$\$\$	5
2	保護費等支給事業	B	行旅死亡人取扱費	法定事務	0	17,866	2.31	164	233	0.03	88	675	0.09	☆☆	\$\$\$	125
			生活保護費支給事務	法定事務	283,247			273,896	14,164	1.79	261,378	6,045	0.77	☆☆☆	\$\$\$	339,832
この施策に費やした資源(単位:千円,人)					H17	H18	H19	H20当初(直接事業費)								
					287,478	30,811	3.92	276,705	26,935	3.35	263,764	21,756	2.88			341,504

⑦ ⑥以外で、目標達成に必要な新規事業及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	説明・期待される効果
ハローワーク・福祉事務所	就労支援のための事業	保護世帯の自立に向け、就労支援プログラムを策定し、計画的な就労支援を行う。

⑧ 施策の評価

項目	5:非常に高い 4:高い 3:どちらともいえない 2:低い 1:非常に低い			
	一次評価		二次評価	
	評価	判断理由	評価	判断理由
1 目的達成度 (中・長期目標に対する)	3	被保護者のニーズを考慮した指導を行っているが、指導したことによって必ず世帯の自立に繋がるわけではないので、目標設定が困難である。	3	社会保障としての給付は達成されている。
2 事業構成の適当性	4	被保護者の自立に向けた施策としては、有効である。	4	生活保護相談・指導は不可欠であり妥当である。
3 施策の有効性 (評価年度の目標達成)	4	生活保護法等法律に基づく事業であり、有効である。	4	社会保障制度として有効な施策である。
担当への指示 (今後の展開・協働の可能性・事業見直し・新規事業創出等)	母子加算の減額等、今後生活保護施策が大きく変わっていく中で、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定する必要がある。			
二次評価者コメント 役職 民生部長 氏名 鷗川 晃匠	経済的に生活基盤が弱い高齢者・障害者など、生活の安定が損なわれている低所得者については、生活保護制度をはじめとする救済措置が確立されている。平成19年度事業では、要保護者に対して単に生活を保護するだけでなく就労に向けての相談及び自立助長を図れるよう指導、助言を行なっており成果を上げている。			基本施策への貢献度 4やや高い